

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 山都町

1.全職員

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	93.2
任期の定めのない常勤職員以外	88.4
全ての職員	78.7

2.「任期の定めのない常勤職員」に係る追加的な情報

※地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき一律に決定されており、同一の級・号級であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	-
本庁課長相当職	96.2
本庁課長補佐相当職	-
本庁係長相当職	97.1

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	87.8
31～35年	90.9
26～30年	91.5
21～25年	95.4
16～20年	100.4
11～15年	88.0
6～10年	107.6
1～5年	89.0

【説明欄】

職員の給与は、条例等に基づき決定されており、制度上は給与の取扱いに男女の差異は生じない。

ただし、以下の要因によりに差異が生じている。

- ・「任期の定めのない常勤職員」の差異の要因としては、扶養手当及び住居手当の受給者に占める男性職員の割合が高いこと等があげられる。
- ・「全ての職員」の差異が大きい要因としては、女性の会計年度任用職員の割合が高いこと等があげられる。